

## 市町村税徴収強化月間の実施における基本的方針及び取組について

令和3年10月29日 決定

令和3年9月30日をもって国による緊急事態措置期間が解除され、沖縄県においては令和3年10月1日から31日の期間を経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間、11月1日から30日の期間をリバウンド防止と社会経済活動の両立期間として県民・事業者等へ人と人との接触機会の低減など協力を働き掛けている。

緊急事態宣言解除後は、感染状況に改善傾向がみられ医療体制についても回復してきていますが、陽性者数は人口10万人当たりでみると未だ全国でも高いことや、デルタ株の猛威など感染再拡大（リバウンド）・第6波への兆候については依然として予断を許さない状況です。

沖縄県、県内市町村では、毎年11～12月を県税市町村税徴収強化月間として連携して税の公平・公正を確保するため、税金の徴収・滞納処分について全県一斉に強化に取り組んでいるところですが、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、令和3年においては全県一斉での県税市町村税徴収強化月間については見合わせ各自自治体で取り組むこととなった。

本村においては例年どおり徴収強化月間と位置づけ、沖縄県対処方針、中城村対処方針を踏まえ、県内・村内の感染状況に配慮しつつ、本村における令和3年の県税・市町村税徴収強化月間実施における基本的方針及び取組を以下のとおりとする。

### ○徴収強化月間の期間

令和3年11月1日（月）から令和3年12月28日（火）まで

### ○臨戸・タイヤロック等の実施について

臨戸・タイヤロックともに感染防止対策を徹底したうえで最少人数・短時間で実施する。長時間にわたる説明等は行わず、事前に確認文書を準備し滞納額の確認、納付又は納税相談を促し概ね5分程度で終了するものとする。不在の場合はこれまでどおり差置書を投函する。

臨戸・タイヤロックの実施については県税併任を活用することとし、期間中の目標件数は以下のとおり。

臨戸：25件

タイヤロック：10件

○催告について

徴収強化月間中に個別・一斉催告（現年分・過年度分）を実施する。

○差押（滞納処分）について

財産調査等を行い換価できる財産がある場合は、速やかに滞納処分を実施する。目標件数は以下のとおり。

預金差押：30件

給与差押：30件

○納税相談について

臨戸やタイヤロックの実施、催告書の発送に伴い納税相談の増加が見込まれるが感染防止対策を徹底したうえで納税相談を行う。

基本的に来庁による対面での相談とするが、事前に電話等で相談内容の聞き取りを行い、来庁時は聞き取り内容の確認作業、誓約書の記入等と納税に関する説明を行うものとし可能な限り短時間での面談とする。

○各調査について

預貯金調査等各種調査については、県税市町村税徴収強化月間・緊急事態宣言に関係なく実施する。

○沖縄県コザ県税事務所・管内市町村との連携

これまでと同様に連携する。

○広報活動について

広報誌・HP・庁舎内デジタルサイネージ等へ掲載する。

庁舎内のぼり旗の設置。

○その他

消毒、マスク着用、体調管理（検温）を徹底し、感染拡大防止に努める。また、日々異なる事案が発生するため臨機応変に対応する。

沖縄県及び中城村のコロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を注視しこの方針についても必要に応じ変更を行う。